

令和5年 5月 8日

保護者様

赤穂市立坂越中学校
校長 藤本 浩 士

今後の感染症拡大防止対応について(お知らせ)

若葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、5月8日から「新型コロナウイルス感染症」が法律上の5類感染症に移行されることになりました。

今後は、下記のような感染症対策となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- 出席停止期間については、「発症翌日から数えて5日間が経過し、かつ、軽快症状後1日を経過するまで」となります。
- 出席停止が解除された後も発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されます。

2. 学校生活における対応について

- 「マスクの着用を求めない」ことを基本としますが、健康上や感染に関する不安がある場合等は、マスクを着用してもかまいません。
※今後、感染が拡大した場合には、感染防止対策の一環として、マスクの着用を推奨する場合があります。
- ※感染症対策のための持ち物として、ハンカチ・ティッシュに加えて、マスクを着用していない場合でも、「マスクの携帯」にご協力をお願いします。
- 登校時に健康チェックシートの提出を求めません。ただし、ご家庭での登校前の健康管理（体調チェック・検温等）には、引き続きご協力をお願いします。
※今後、感染が拡大した場合には、感染防止対策の一環として、健康チェックシートの提出を求める場合があります。
- 発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がある場合には、登校を控え、場合によっては、病院を受診し、医師の判断を受けて下さい。
(新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に診断された場合は、出席停止となります。)
(軽微な症状については、一律に登校を制限するものではありません。)

3. その他

- 「新型コロナウイルス感染症陽性者」の同居の家族等が「濃厚接触者」として特定されることはなく、外出や登校の自粛も求められません。(ただし、発熱・咽頭痛・咳等、普段と異なる症状がある場合には、登校をお控えください。)
- ご不安な点がございましたら、学校までご連絡ください。